



平成 25 年 9 月 13 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生整備事業計画の認定について

都市再生特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 26 日付けで仙台水族館開発株式会社から申請のあった民間都市再生整備事業計画について、同法第 64 条第 1 項の規定により認定しました。

(内容等については別紙参照)

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、長谷川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、32-533)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

## 民間都市再生整備事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 25 年 9 月 13 日
2. 申請事業者の名称 仙台水族館開発株式会社
3. 都市再生整備事業の名称 仙台水族館（仮称）プロジェクト

### 4. 都市再生整備事業の目的

当区画は従来から商業施設が立地する産業集積地であるが、震災により、集客・交流産業に大きな損害を受けており、その復興が地域の課題となっている。今回、整備事業区域に新たな集客の核として水族館を建設し、集客・交流拠点としての魅力をより高めるとともに、交流人口の回復・拡大を図り、早期復興に貢献する。さらに、当該水族館は自然環境や生物の多様性を保存・再生し、研究する場としての社会教育施設という側面も持つことから、学校教育への協力等を通じて地域へ貢献することも目的としている。また、当該予定地は津波の被害を受けた地域であることから、水族館施設に津波避難ビルとしての機能を具備することによって利用者の安全・安心にも寄与することを目指している。



5. 事業施行期間 平成 25 年 12 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日（予定）

### 6. 整備事業区域

#### (1) 位置

（土地区画整理事業前）宮城県仙台市宮城野区中野字曲田 1-6 他  
（仙台港背後地土地区画整理事業 街区番号 41）

- (2) 面積 14,800.00 m<sup>2</sup>

### 7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

#### (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	2	6,100.00m <sup>2</sup>	9,800.00m <sup>2</sup>	13,500.00m <sup>2</sup> (※)	72.59%	45.19%
合計		6,100.00m <sup>2</sup>	9,800.00m <sup>2</sup>	13,500.00m <sup>2</sup>	72.59%	45.19%

※（都市公園法第 5 条第 1 項の公園施設設置許可の範囲）

#### (2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、換気設備、消火設備、非常用照明設備、昇降機設備
- ・ 用途 博物館その他これらに類するもの（水族館）

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 広場 532.67 m<sup>2</sup>
- ・ 緑地 536.21 m<sup>2</sup>

8. 事業経緯

平成 25 年 12 月 1 日 工事開始 (予定)

平成 27 年 3 月 31 日 工事完了 (予定)

■ 事業スケジュール

平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
基本設計、実施設計、建築確認等											
着工				建物新築工事				竣工			

■ 外観イメージ



■ 概要図

